平成24年度第2回金沢市景観審議会
日時　平成25年3月28日（木）午前10時00分～午前11時50分
場所　金沢市庁舎7階全員協議会室
1.開会
2.都市整備局長あいさつ
3.会長あいさつ
4.議事
（1）報告事項
専門部会での審議等について

（会　長）
それでは、報告事項について事務局の方から説明をお願いできますでしょうか。

建物部会

（事務局）
それでは今年度の下期に開催しました専門部会での審議について報告いたします。
（以下、スライド併用）

専門部会は画面のとおり開催されております。括弧内の数字は平成24年度に開催した専門部会の合計になります。本日はこれらのうち、建物部会、緑化推進部会、用水みちすじ部会、斜面緑地保全部会の審議についてご報告いたします。

はじめに建物部会の報告をいたします。お配りしました資料の資料番号1です。建物部会で審議しました建築計画などは合計 10 件で、地区別の内訳はスライドのとおりです。審議しました計画のうち、戸建て住宅などを除いた4件について、本日はご報告させていただきます。

伝統環境保存区域内における建築計画からご報告します。最初に報告しますのは、金沢商工会議所会館の計画です。計画地は尾山町地内です。計画地は伝統環境保存区域の歴史文化象徴区域、重要文化的景観区域、夜間景観形成区域に指定された場所です。また、用途地域は商業地域で、高度地区は15mの指定区域です。周辺には尾山神社、金沢城公園があります。建物の概要は画面の右側に書いてあるとおりです。

計画概要ですが、地下は駐車場で地上部分が事務所の用途です。敷地前面は歩行空間

を確保し、緑地を設けるとしています。
部会での審議ですが、屋根のステンレス防水仕上げの見え方や建物の配色計画、特にコントラストに注意して軒裏の色彩等について審議し、基本的には建物高さが旧の建物より抑えられ、敷地の使われ方や、建物の仕上げ材、色の使い方も特に問題はないとしております。

こちらはシミュレーションです。解体前の建物と計画建物のスケール感について審議しております。こちらが解体前のもので、こちらが計画建物になっております。
商工会議所会館の報告は以上です。

続きまして、結婚式場建設計画についてご報告します。計画地は法島町地内です。計画地は伝統環境保存区域の川筋景観区域、犀川風致地区、また、高さの規制は風致地区により、10m、12m、建ぺい率が40%以下と制限されています。その他、斜面緑地保全区域、寺社風景保全区域、照明環境形成地域のまちなか区域、夜間景観形成区域の地区指定がされた場所です。また、用途地域は第一種住居地域です。建物概要は画面に表示されたとおりです。

現況の敷地ですが、敷地内に高低差があり、画面左側が寺町台、画面右側が犀川河川敷となります。現況の家屋は寺町台にあり、主屋は登録文化財となっております。また、高低差を利用した庭園は金沢市指定文化財となっております。

計画建物は敷地の下端に建築し、高台の既存建物と上空通路で接続する計画となっております。こちらの部分に増築されます。

こちらが配置計画です。画面右手側が増築部分です。文化財指定の庭園の上空に渡り廊下を配置する計画としています。

イメージパースです。周辺からの見え方や庭園上空の渡り廊下について審議し、勾配屋根となる形状を取り入れていただくことや、上空の渡り廊下の形状や仕上げの見直しについて事業者と協議を重ね、部会意見を考慮していただき、計画を了承しています。

こちらのパースは今回新たに建設する結婚式場の外観で、犀川河川敷側からのものになります。以上で伝統環境保存区域内の計画についての報告を終わります。

続きまして、伝統環境調和区域についてご報告します。計画地は二つの区域にまたがった敷地になります。資料は資料番号1の2ページ目です。

報告建物は分譲マンションの計画です。計画地は中央通町地内になります。計画地は中央通りに面する敷地北側が伝統環境調和区域の景趣調和区域、南側が伝統環境保存区域の伝統的街並み区域、また、夜間景観形成区域の商業業務地域と歴史的景観保全区域に地区指定がされた場所になります。用途地域は商業地域で、高度地区は 20m と 31m の指定区域になります。敷地周辺は北側に長町武家屋敷土塀群、南側に犀川風致地区となっております。建物概要は画面に表示されているとおりです。

建物の配置図です。画面左側が長町側、右側が犀川側になります。画面左側の中央通りから出入りする計画で、画面下側と右側には幅員が 3m の金沢市道があります。

建物は 2 棟となっており、画面右上になりますが、敷地の奥に高さ 8.5m の機械式駐車場があります。

こちら側が中央通り側です。こちら側から出入りする計画となっており、こちらがマンション本体になります。また、中央通りからこのように金沢市道があります。この部分に機械式の立体駐車場があります。建物は地下 1 階が駐輪場、1 階がエントランスと自動車車庫、住戸は 2 階以上と 1 階の一部に配置する計画となっております。

立面図です。この図面は元車交差点側から見た立面になります。長町からの遠望景観や周辺への圧迫感の軽減が大きなポイントとして審議され、長町の大野庄用水沿いからの見え方のシミュレーションを行い、計画建物が武家屋敷土塀群地区から直接見えないことを確認しております。

また、周辺地区への圧迫感の軽減として幅員が狭い道路からの建物を後退して計画するように要望し、立体駐車場の配置の調整や建物が敷地境界線から後退して空いたスペースに緩衝帯となる植栽について考慮した計画にしていただいております。

こちらは片町方面から見る合成パースです。伝統環境調和区域内の計画についての報告は以上です。

最後に、近代的都市景観創出区域内の計画です。報告建物は銀行新築計画になります。

計画地は広岡 2 丁目地内になります。計画地は近代的都市景観創出区域の都心軸区域、照明環境形成地域の商業業務地域、夜間景観形成区域のにぎわい景観創出区域の地区指定された場所です。また、用途地域は商業地域で、地区計画区域金沢駅西地区金沢駅港線となっています。敷地は 50m 道路に面しており、敷地の南側は金沢駅広場となります。

建物の配置図です。画面上が 50m 道路で、画面右側が道路を挟んで金沢駅西広場です。

1 階の銀行店舗は 50m 道路側から出入りする計画となっています。駅周辺の都心軸における計画であり、審議では金沢駅西口からの玄関口としての見え方、駅周辺であるこ

とから歩行者の回遊性を考慮した外構計画について審議を重ねております。
　イメージパースです。金沢駅からは、ほぼ同じ高さの建物が並ぶように見える計画です。
　計画建物の外観にはガラスを使用していますが、50m 道路側の外壁カーテンウォールに見え方を和らげるルーバーを取り付けることとしています。また、建物の配色計画を調整し、周辺からの見え方に配慮した計画としています。駅周辺であることから歩道と併せたオープンスペースを配置し、植栽と併せて歩行空間を配置した計画としていただいています。以上で建物部会の審議についてのご報告を終わります。

（会　長）
　ありがとうございました。今日、四つの部会から報告があり件数が多いのですが、各部会の報告の後に、部会長の方から補足説明があればいただいて、やり取りしながら進めていこうと思います。

　私は建物部会の部会長もしていますので、少し今ほどの説明の補足をしたいと思います。事務局の方から細かい説明があったので十分かと思いますが、建物部会自身は他の部会に比べてもかなり開催機会が多いかと思います。今回、主だったものを報告していただきましたが、昨年度の傾向としましては、やはりここ数年、景気が悪くなっているということで、なかなか建築物に十分な予算が付かない状況があり、以前に比べると、調整に多少エネルギーを要するという感じを受けました。ただ、全体については非常に協力的にそれぞれについてやり取りができていると思っています。

　今ほど説明があったものについて少しコメントを加えますと、商工会議所の方は今見ていただいても分かるように尾山神社やお城の高台に隣接する場所にあるわけですが、商工会議所ということで協力的にやっていただいていると思いますし、高さについても低く抑えられています。道路に面したフロント部分も余裕を持った形で、色彩についても落ち着いたもので、特段問題はないと思っております。
　それから、2 件目の結婚式場の建設は母屋が登録文化財になっていまして、庭園が金沢市の指定文化財になっており非常に重要な場所ですが、持ち主がそのまま維持していくのは困難な面もあり、結婚式場の運営母体に今後の管理委託を含めて進めていってもらう計画でした。パースなどでは分かりにくいのですが、実際には犀川に下り込んでいくちょうど急斜面の大通りに面した敷地になっていまして、今回造られる建物は敷地の下の方に位置付くということで、あまり周辺からは見えないと思います。現在の状況を見ていきますと、その部分はかなり雑木が茂って荒れているような状態で、その部分に建物を建てて、既存の庭園等については極力手を入れない形でやってもらいます。最初はフラットな屋根でしたが、傾斜を付けるなどして、極力敷地になじむように調整を図

ってもらうという経緯があります。十分とは言い難いですが、それなりに調整および協力をしていただいたと思っております。

続きまして共同住宅です。これは片町の繁華街と、それがちょうど切れるような位置に続いていまして、そういう意味では、非常に街中で生活していくには利便性の高い場所ですが、非常に取り扱いの難しい場所だというのが現実的に感じたところです。繁華街に非常に近いこと、それから金沢の特色としまして裏側にはかなり住宅も密集しており、そういう接点に来ている建物ということで、民間が運営していく共同住宅ですので、法規の目一杯を建築側が作りたがるということがあり、調整にかなりのエネルギーを要した建物だと思っています。その中で、建物の特に足元周り、近隣の住居に接するところについては道路の幅員を少しでも実効的に有効に使えるように調整してもらいます。それから、先ほど説明の中にもありましたが、立体駐車場の位置関係も多少調整しながら、周辺に対する圧迫感を極力抑えるなど、かなり細部で調整を図りながら進めていったと思っております。長町の方からは直接そんなに大きく見える状態にはなってこないので、そちらについてはそれほど大きい問題はないのではないかと思いながら、審議を進めたところです。

最後に、四つ目の近代的都市景観は駅西の 50m 道路の入口に建つわけですが、長い間空き地になっていた所で、そういう意味ではようやく建物が建ち、高層ビルが二つ建つことにより 50m 道路に対する門構えのような形になります。そういう意味では、安定した街区の造りになっていくと思います。今回の建物につきましては、色等の調整は十分落ち着いた形でやってもらっていると思います。横断歩道があって、50m 道路の歩道部のターン部、駅西口に面したところは比較的狭いのですが、そこについては少しでも広げてもらうということで人が止まっても余裕が持てるような形に図ってもらいました。

それから、先ほど夜景観の話も出ましたが、銀行は割と早い時間に閉まってしまうので夜が暗くなる可能性が高いのですが、フロント部等には夜遅くまで電気を点けておいてもらうということも含めて細部の調整を図りました。また、今ほど説明の中で見えてきていなかったのですが、西側の犀川側にかなり大きな壁面が出てくるので、そこについては少しスケールダウン、少し細分化した形で、巨大な壁が面してくることを極力避けるようなことについても協力を願ったという経緯があり、そういう意味では十分調整はできたのではないかと思っております。

以上が建物部会からの補足説明です。何か質問などありましたら、言っていただければと思います。特段なければ次の報告に移っていきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは緑化推進部会の報告をお願いします。

緑化推進部会

（事務局）

それではスクリーンの方でご説明したいと思います。

本日は報告事項が二つあります。保存樹・樹林の今後のあり方についてということで、こちらの方は平成23年度から取り組んでいるものです。本年度は平成24年8月と後半2月に2回の部会を開催しました。

まず、保存樹・樹林とはということで、少し振り返ってご説明したいと思います。保存樹・樹林というのは、金沢市内に400年以上もの間、内外の戦火に遭っていない金沢で、歴史的な緑が数多く残っているということで、地域の貴重な資産である緑について次の時代に継承していくということを含めて定めているものです。根拠法令は国の、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（都市樹木保存法）」に基づいて指定しています。指定要件はこちらの下の方に示しているもので、現在市内には127本の保存樹と53カ所の保存樹林が指定されております。

こういったものにつきまして都市の美観風致を維持していくために、少なからず、都市の緑ですので、適切な維持管理、良好な状態で維持していくことに問題や課題等が見えてまいりまして、今後のあり方ということで取り組んできたところです。

昨年度の方を少し簡単に振り返りますと、こちらに示すような保存目標、良好な市民の共有の財産として次代に継承するという目標を掲げ、下に示します三つの保存方針を掲げました。

この中で特に3番目ですが、市民、所有者、市の連携・協力ということで、従来は市と所有者の関係性のみだったものを、今後は市民、近隣住民との理解、連携・協力も踏まえまして3者で保存樹・保存樹林を適切に維持管理していこうということです。まだまだ金沢市民には保存樹・保存樹林がどういったものか、どこにあるのかということが知られていないということで、こういう3者の連携・協力の基に進めていきたいということが昨年示されました。

昨年度は、上の方の短期的な対応というところを策定内容で取りまとめ、本年度は下の方の中長期的対応の内容について取りまとめてまいりました。この中で中長期的対応策ということで、本年度定めてまいりたい内容についてご説明いたします。評価軸は現状評価と潜在性の評価ということで、保存樹・保存樹林を評価軸で捉え直すという作業をしています。

もう一つ、現状把握ということでカルテという形で取りまとめてまいりました。評価軸につきましては評価軸を基に分析をし、類型化というものを行っております。さらにカルテにつきましては人間と同じで問題点、病気などがないかということを踏まえまして、あらためて問題点を整理、把握しました。それらを踏まえまして、類型別に特徴と課題を整理して、後半になりますが、類型別の保存方針を作成しました。最終的には保存樹・樹林の保存方策と 3 者による連携・協力方策を導き出して、中長期的対応策を概要として取りまとめてまいったということです。

評価軸についてご説明いたします。評価軸のシートを作成してまいりました。右上の方につきましてはチャート式で、五つの軸での評価軸の設定をしております。これらを基に類型化を進めていきました。後ほど詳しくご説明いたします。

カルテは形状、保存樹・保存樹林を取り巻く成育環境などをも整理し、さらに管理状況、樹木の状態、健全度等を含めて、このような形でカルテを作成してまいりました。
カルテの方からはこういったところから細かな綿密な調査を踏まえまして、問題点を整理、把握しています。

現在のところ、保存樹 127 カ所につきまして評価軸とカルテの作成状況はこのようになっています。評価軸はおおむね 3 割、カルテは 5 割、調査を終えています。
それから保存樹林の方につきましては、評価軸は約 5 割、カルテは 7 割の作成が終わりました。

以上の調査を踏まえると、おおむね傾向が見えてまいりましたので、特徴と課題を整理いたしました。

まず、評価軸ですが、先ほどの五角形のチャート式でご説明しておりますが、二つの軸があり、縦軸は保存度ということで保存樹・樹林地帯の性質を評価する指標ということで、三つの価値、それぞれ 40 点満点で 120 点です。

それから、活用度ということで市民や周辺環境との関係性を評価する指標ということで、これら三つの価値、40 点満点で加点して 120 点満点ということで整理しております。

そのような評価軸の作成を踏まえまして、類型別に特徴が出てこないということで進めてきました。保存樹ですが、保存樹でも個人でお持ちのものと寺社などにある保存樹があります。まず、個人の型について整理していきますと、おおむね右肩上がりで、保存度が高くなれば活用度が上がってくるという形になります。名付けて、1 番の方から

名木型、2 番が家宝型、3 番は課題があるということで課題型になっています。

次に、保存樹の寺社です。おおむね寺院につきましてはどちらかというと保存度は高いということです。一方、神社につきましては鎮守の森ということで、地域でもお祭り等で活用されている部分もあり活用度は高いのですが、樹木の状態などを踏まえますと、保存度の度合いが低いです。一方、課題型というグループのものも見られるということです。

続きまして保存樹林です。これはおおむね四つのグループに類型化できました。一つは具体例にありますような名所型と呼ばれるものです。観光客もかなり多く訪れるとともに樹林の状態も非常に立派なものです。また、B は特にお寺に多いのですが、自然・景観資源型ということで地域の斜面緑地と一体となったような立派な樹林ということで自然・環境資源としても貴重な樹林です。それからコミュニティ資源型という神社等を中心としたもの、そして、最後に課題型というものがあります。

以上のような類型化の特徴と課題を整理しました。それらを基に資料番号 2 で、類型別の保存樹・樹林の保存方策、3 者による連携・活用方策を取りまとめました。

まず資料 1 です。保存樹・樹林の類型別保存方針ということで、今ほどご説明したような類型化を基に保存方針をこのように定めました。

次に、資料 2 です。左側が保存樹・樹林の保存方策です。ゴシック体で書いてある部分が今ある既存の施策を改良したもの、もしくは新たに取り組んでいるということです。地域住民・市民による維持管理の支援や、後継木の育成・植樹など、これまで取り組んでこなかったものも進めていきたいと思っております。また、右側の 3 者による連携・協力方策では、1～3 番、5～9 番が新しい方策ということで、地域の方も一緒に進めていくようなものにも取り組んでいきたいと思います。変わったところでは③「樹木治療現場の公開」というものがあります。これまで長命処置等、治療していくような場面がありましたが、そういったものにつきましても市民等に公開し、保存樹・樹林の理解を深めてもらうということを進めてまいりたいと思います。こういったものを踏まえまして、冒頭でご説明しました保存目標を達成していきたいと考えております。また今後、保存樹・樹林の指定、もしくは問題がさらに深刻化してきた場合等につきましては介助等の中長期的対策も踏まえまして取り組んでいきたいと考えております。以上が報告事項の 1 番です。

続きまして、報告事項の二つ目です。資料の最後のページになります。

まず、保存樹指定第34号、モミジの指定解除です。こちらは忍者寺のすぐ近くに本長寺がございまして、そちらの方にあったイロハモミジです。樹高が9mありました。所有者の住職さんから樹木が枯れてきているというご連絡を受けました。樹木医とともに現地で診断した結果、かなり腐朽菌が入っており、樹勢の回復は不可能な状態ということでした。さらに倒木の危険性もあるということで、これは墓地の中にあるのですが、倒れてきて人に影響を及ぼすと問題があるということで、早期に伐採したいという声もありましたので、委員の皆さんの意見を聴取しまして持ち回り開催ということで、第1回の緑化推進部会で指定解除を進めてまいったということです。

それから二つ目は寺町5丁目にありますサワラの木です。こちらの樹高は18mありました。こちらは2～3年前に強風により樹木の上部の枝幹が折れ、所有者が自ら撤去されたそうです。本来、このときに市の方に報告があれば良かったのですが、残念ながら所有者の方からその処置のことが市に報告がありませんでした。その後、幹の方を金属板で補強しながら様子を見ていたのですが、昨年夏ごろから残っていた葉が赤く変色し始め樹勢が悪化していて、昨年秋の当課のパトロールにより現状が発覚したということです。

資料番号3のようにそれぞれ指定解除を進めてきたということです。以上で緑化推進部会の報告を終わります。

（会　長）

ありがとうございました。質問などありましたらお願いしたいと思います。

（H委員）

1点いいですか。保存樹林についてA、B、C、Dに分かれていまして、市民の連携・協力と地域の連携・協力はイメージ的には分かるのですが、その違いは何ですか。新規事業にも少し書いてあるのですが、A、Bは市民との連携・協力、Cは地域との連携・協力、Dは別にないのですね。イメージ的には分かるのですが、少しご説明いただければと思います。

（事務局）

市民との連携につきましては、例えば名所型と呼ばれるところは尾山神社や天徳院などがありますが、こちらの方は地域住民との関わりはあるのですが、基本的にはそういったものの維持管理などには近隣住民の方は関わっていません。ですが、市民にもよく知られた存在の場所にある樹林でして、こういったところは将来的には市民ボランティアの方も含めまして落ち葉清掃などの維持管理についてもご協力をいただきたいと思っております。

コミュニティ支援型は特に神社などが多いのですが、先ほどご説明しました地域の鎮守の森的なものがあります。こういったところは大体地域の総代の方々が神社の建物だけではなくて樹林も含めまして維持管理されているということで、地域密着型の樹林と言ってもいいかと思います。普段からも適切な落ち葉清掃などの維持管理をされているのですが、この辺のところで、樹林を普段から維持管理に目を配っていただいている地域との連携・協力ということで周辺の地域の方だけではなくて、市民と連携・協力していくというやや広い意味合いです。地域というのは近隣住民含め地元の町会や、広くても校下地区単位ぐらいの協力を基に進めていきたいと考えています。そういう違いです。

（H委員）

要は鎮守の森はそこの地域だけでやりなさい。そして、少し開放された観光的なところについては幅広い市民のボランティアで協力を求めるという理解をすればいいのですか。

（事務局）

そうです。

（会　長）

他にはいかがでしょうか。

（E委員）

私は樹木関係はあまりよく分からないのですが、ここを拝見しますと各論的な保存などについてはよく分かるのですが、総論的に金沢市全体として、緑地というと公園や個人の邸宅などがありますが、そういうものも含めた総合的な政策プランなどはございますか。

（事務局）

当課の方では緑の基本計画というものを取りまとめておりまして、それぞれの地域での水と緑のネットワークという形での取り組みを進めております。従来は、公園緑地、公共施設の緑化等につきまして力を入れていたのですが、今後は民有地緑化などの民間の緑との連携を含めて取り組んでいくということです。具体的なこととしましては自然体ということでいきますと、この審議会も主催しておられる景観政策課さんの方での景観誘導の施策の中で緑化の項目を盛り込んでいただきながら進めています。また、都市計画課さんとの連携という中では、まちづくり協定や地区計画の中で緑化等の項目も入れていただきながら、むやみやたらに切っていただくことはよろしくないということで民有地緑化や保存樹・樹林の保全なども極力努めていただくということで、そういう都

市計画、もしくは景観施策との連携で保全等に取り組んでいるというところです。

（Ｅ委員）

例えば、昭和初期の金沢市の写真を見ると、白黒ですが、ものすごく木が多いのです。森の都と言われてきたのはそのせいだと思うのですが、現在を見るとご覧のとおりです。私は、そういう意味ではもっともっと森の都にしなければいけないなという感じはすごく受けます。

一方では、例えば今の出羽町や美術館周辺の本多の森の木を伐採すること。また、中央公園は夜間の危険性があるかもしれないので、そういう意味では少し考えなければいけませんが、ばっさりどんどん切られていくという現実があるので、市は総合的に森の都を形成したいのか、したくないのか。そこら辺のところを知りたかったのです。

（事務局）

その辺りは大きな課題だと捉えています。金沢は戦火に遭っていないということで特に街中は１軒１軒のお宅の敷地規模が小さいです。これまでもお庭にあった松の木などがどんどん切られて、雪吊りもされていないような現状にあることは造園業者さんもわれわれも目にしてよく分かっています。

一方で、車社会なので駐車スペースも確保しながらということで、どんどん街中の緑が減ってきていることは承知しています。しかし、この保存樹・樹林もそうですが、都市の中の緑ということでいうと、大きく育ってきた樹木が敷地の庭や玄関にあると、どうしても道路に影響したり、民地に伸びたりして、倒木の危険性や枝折れ、危ないという市民の声があり、所有者の方もやむを得ず切っていくこともあるように聞いています。そういったところを都市計画や景観施策で、建物の建て替えなどのときにそれを単に切ってしまうのではなく、また次の世代に育っていくような樹木を敷地内に植えて育てていっていただきたいという形で、何とか今保管していこうと取り組んできたところです。ただ、現状はなかなか厳しいのは承知しています。そういったところは緑の基本計画に基づいて、民有地の緑、市民と協働しながらの緑化、森の都と呼ばれる金沢の再生を目指していきたいと思っております。

（会　長）

他にはいかがですか。大体よろしいでしょうか。では途中であれば言ってください。

それでは次、用水みちすじ部会の報告をお願いします。

用水みちすじ部会

（事務局）

それでは用水みちすじ部会の報告をさせていただきます。平成 24 年度用水みちすじ部会は下期に 2 回開催されており、審議案件は 7 件です。その中から 4 件につきまして報告させていただきます。

まず一つ目は中央公園整備工事です。事業主体は石川県土木部公園緑地課です。対象地は中央公園で、指定区域としましては景観条例に基づきます伝統環境保存区域、中央風致地区です。それから隣接して、保全指定用水の辰巳用水が流れております。また、重要文化的景観区域に選定されています。事業年度は平成 25～26 年度です。

目的としましては「みどり豊かな明るい空間の提供と四季を通じてイベントが支障なく行えるつどいの広場の創出」ということです。工事概要につきましては後ほど平面図の方で説明させていただきます。

こちらの写真は開園当時のパンフレットの写真です。移転した広坂消防署の上から撮影したものだと思われますが、手前にアメリカ楓通りがありまして、奥に堀という形です。樹木も植栽したばかりで小さい状態で、整備当初は広場の全容が見渡せていました。

次に現況はこのような状態になっております。少し低い位置からのアングルですが、イベント時などに外からの見通しが利かないという指摘もありまして、課題の一つになっております。ということで、この度、開放性を確保し明るい広場の空間を演出したいという計画です。

課題として、樹木の成長に伴い大きな木の根が露出しており、子どもたちがつまずいたり、イベント時にテントが設置できなかったりという指摘もあります。何よりこのような状態は木にとっても非常に由々しき問題でありまして、こういった問題を改善するものです。

こちらはイベント時の様子です。冬場や雨天時には園路沿いの広場は足元が悪い状態になり、不便な状態があります。

それから左側の写真にありますように、芝生広場が少し裸地化しておりまして、座ることもできないというような状況が見受けられます。このような課題を踏まえまして、再整備の検討を行っていくというものです。

再整備に当たりましてのポイント、コンセプトは二つあります。一つ目は、県庁跡地との一体性をどう高めるかということです。こちらに県庁跡地がありまして、こちらが大和の方になります。県庁跡地につきましては、しいのき迎賓館の整備に続きまして、第2段階の整備を進めております。現在こちらに駐車場がありますが、この駐車場につきましては緑地および園路となる計画です。県庁跡地との一体感を持たせるため、あるいは見通しを利かせるためということで、大和の方までつなぐような一つのメーン園路を設ける計画としております。その他、こちらの玉泉院丸からの動線ということで、この動線につきましても少し顕在化させるという計画です。

二つ目のポイントは、大きく成長した樹木をある程度維持しつつ、イベント等で利用しやすい空間をどのように整備していくかということがあります。この基本的な考え方としては、もともとこの場所は四高のキャンパスであり、当時の樹木も残して中央公園が整備されているという状況です。これらの四高時代に由来する樹木につきましては極力残していくということ、それから、整備後40年たっていますが、中央公園の歴史の中で育ってきた樹木についても尊重していくこととしております。

こちらは計画平面図です。こちらが大和側になりますが、メーン園路を大和の方までつなげるということです。それから、真ん中には舗装で広場を造ります。それからこういったところには雨天にも対応したようなシェルターやステージなどを設ける計画です。

この計画につきまして審議のポイントとしましては、中央公園と県庁跡地との一体化ということで利用者の動線計画や植栽の計画、それから各構成要素の配置計画等を審議していただいております。

続きまして玉川公園の整備工事です。対象地は玉川町地内で、指定区域は景観条例に基づく伝統環境保存区域です。そして、保全指定用水ということで鞍月用水と辰巳用水が隣接して流れております。こちらも事業年度は平成25～26年度です。

現況平面図ですが、赤で示したところが玉川公園のエリアで、玉川図書館とこども図書館がある状況です。この公園につきましては昭和54年に旧日本専売公社の跡地を石川県が取得して整備したものです。同年、昭和54年に玉川図書館が整備、開館し、その後、平成20年にはこども図書館ができています。そして、この公園は今まで県で管理、所有していましたが、平成23年度に石川県から金沢市が取得しております。これによりまして、このブロック一帯が金沢市の所有になったということもありまして、図書館と連続したオープンな空間を整備することが可能となったわけです。

目的としては「図書館と一体化したまちなかの新たな市民交流空間の創造」です。工事概要としては園路、防災施設、トイレ、大型シェルター、照明です。後ほど平面図で説明させていただきます。

公園内に入りまして、南側の入口からトイレの方を望んでいる園路の状況です。同じ場所から北を見ますと、このような形で東屋がある状況です。右奥に玉川図書館があり、その奥にこども図書館がある状況です。

玉川図書館の敷地ですが、先ほど申しましたが、もともとはここが県と市の管理界ということで、このたびこういったバリアを外しまして、一体的な整備をするというものです。

再整備の基本方針です。青で示しておりますが、図書館と連続したオープンな空間を創造するということで、施設を分断していた駐輪場や植栽帯を撤去し、図書館と一体となる屋外空間を整備するというものです。そして、真ん中には大型シェルターということで、さまざまなイベントに対応する大型シェルターを設置するということです。その他、こども図書館の横ということで、外で読み聞かせや、飽きた子どもたちが遊べるような空間も提供する計画です。また、こちらの方では防災拠点ということで、防災施設の設置を考えています。例えば、防災時にテントを張れるような東屋を設置したり、防災用のベンチやスツールなどを整備したりする計画です。

繰り返しになりますが、ゾーニング図ということで、こちらは玉川図書館でこども図書館があります。公園部との間の部分で図書館との連携ゾーンと、こちらの部分は今と同じような使われ方をしますが、緑陰広場ゾーンということで若干樹木を整理し適正な更新を図っていくというものです。それからこちらは芝生広場ということで、こちらは既存と同じような使われ方をしていくものです。

工事概要です。まずメーン園路が南北軸と東西軸にあり、その交点に大型シェルターを設置します。
それからこちらの方では防災テント付き東屋やスツール、ベンチなど、防災関係の施設を配置するということです。
こちらの辺りに小規模ですが遊具が設置されるというものです。

こちらが整備イメージです。この計画に対しまして審議のポイントとしましては、ゾーニング計画、利用者の導線計画、植栽計画、各構成要素の配置の計画、あるいは形態についても審議をしていただいております。

その他、トイレの外壁につきましては公園らしく少し軽快に見せる配色の方がいいというご意見もあり、これについては対応しております。
それから、園路舗装の色彩につきましては施工前の段階で現地で最終的な色の確認をすることを約束しております。

続きまして、大手町地内無電柱化工事です。場所は裁判所の前の通りで、景観条例で伝統環境保存区域に指定されています。目的としましては、「金沢城の外苑としてふさわしい景観の創出」ということで、無電柱化や歩道の再整備、対面のイメージ歩道の整備ということになります。

こちらは国道側から望んだ現況の写真です。既存の歩道はこちらにありまして、アップにするとこちらになりますが、非常に乗り入れが連担している関係上、バリアフリーと言うには少し状態が悪いということがあります。このようなものも改善しますし、幅員的にももう少し余裕のある歩道を設置するというものです。

こちらは逆に検察庁側から国道に向かっての写真です。右側は裁判所を建て替えている敷地ですが、こういった戸室石積みの擁壁の下に、年間通して同じ量が流れているせせらぎ水路の石積みの状況です。こちらについては残る計画です。

裁判所の建築工事の進捗状況ですが、開かれた裁判所のイメージとして、先進性を創出しつつ、木製ルーバーによりプライバシーを確保するということで、このような形で現在工事が進んでおります。

整備のポイントですが、まず交通形態につきましては現状の一方通行を保持することとしております。現状の一方通行ということで、車道を少し狭めまして、歩道を拡幅する方向で整備を考えております。

こちらは標準断面図ですが、車道の幅員としては 4m を確保します。歩道につきましては既存では狭い歩道があったのですが、バリアフリーにも配慮して 2m の歩道を設置します。残った部分につきましては、検察庁側には歩道を付けて、裁判所側にはイメージ歩道が施工されるということです。

歩道舗装材につきましては、こちらの大手堀側の歩道計画からの連続性に配慮し、こういった洗い出し系の舗装を施工する計画です。

その他、せせらぎ水路というのがここに流れていますが、このせせらぎ水路につきま

しても積極的に修景に活用するということで、可能な限り開渠延長を長く取るような計画としております。

照明灯具の形態・意匠につきましては、裁判所のガラス張りで開放的な形態との調和や周辺にある照明灯の灯具との連続性に配慮しまして、このような四角い行燈型のものを設置する計画としております。

この計画の審議ポイントとしましては、イメージ歩道の幅員構成や照明灯具の形態・意匠、せせらぎ水路の扱いなどについて審議をいただいております。

続きまして、尾山町地内の歩道整備工事です。事業地は尾山神社の横です。金沢の特性でもありますが、都心軸の一歩裏に尾山神社があるということで、景観条例では都心軸側は近代的都市景観創出区域になっており、中に入ると伝統環境保存区域になるということで、各々の区域の特性に応じた舗装材を用いるという点で少し難しい場所です。事業年度は平成 25～26 年度です。「金沢を象徴する歴史的資産と調和に配慮した歩行空間の形成」を目的とした歩道の再整備です。

国道側は白い平板系の舗装が入っております。もう少し進みますと、こちらにガソリンスタンドがあり、ここに辰巳用水が流れております。ここから手前が近代的都市景観創出区域で、この奥が伝統環境保存区域になります。
こちらは金沢城公園の方から国道の方を望んだ写真です。水路のふた等がある状況が見受けられます。

こちらは伝統環境保存区域側の標準断面図です。今回、歩道舗装をやり替えるというものです。暗渠の上から舗装する整備になります。
歩道舗装材については、区間 1 と区間 2 に分けており、区間 2 は国道側で、区間 1 は尾山神社の横です。区間 1 につきましては尾山神社裏の歩道舗装との連続性に配慮しまして鉄平石の乱張舗装とする計画です。それから国道側につきましては当然国道との連続性に配慮し、擬石の平板系の舗装とする計画です。

この計画に対して、都心軸と伝統環境保存区域が混在する路線ということで、各々の区域にふさわしい歩道舗装のあり方、あるいは視覚障害者用誘導ブロックの色彩などにつきましてご審議をいただいております。
以上が用水みちすじ部会の報告です。

（会　長）

ありがとうございました。それでは補足などよろしいですか。

（副会長）

用水みちすじは建物と違って、景観上は地にあたるわけですよね。ただし、さまざまな要素が複合して景観が成り立っているので、いつもかなり議論が沸騰しまして継続審議というのもしばしばあります。例えば、視覚障害者用の誘導ブロックは、黒いアスファルトに黄色で付ければものすごく明示度が高くて分かりやすいのでしょうが、これでは明らかに景観破壊になるということで、どこの都市でも苦労していますが、金沢の場合も金沢の伝統的な空間を損なわない範囲でどうしたらいいかということで、素材などをいろいろ工夫しています。先ほどＥ委員がおっしゃった緑の問題も緑が多い方が確かにイメージはいいのですが、例えば車両の出入りに対して死角ができて危ないのです。それから、公園の中がかえって物騒な感じになるということで、ある程度伐採しなければいけないなど、常に意見が分かれることが多々あります。いろいろな専門分野の方がいらっしゃいますので議論しながら、最後は一つのところに落ちていくという形でやっております。

特にどこの補足ということではありませんが、そういうことで、皆さんから何かご意見があれば。他の景観審議会の委員の方が出ているので、なるべくそちらの色合いを強くしていこうということは確かにあると思います。以上です。

（会　長）

それでは質問等ありましたらどうぞ。

（Ｅ委員）

先ほどの樹木とも関係してくるのですが、例えば、玉川公園のここが長家の武家地ですよね。もともと金沢の昭和初期の景観を形成していた邸宅は、元の武家時代のころの緑地が何らかの形で残してきたわけで、中心はクロマツかゴヨウマツかモミなのです。もちろんそれ以外にもありますが、常緑樹が中心なので、結構うっそうとした森に見えたと思います。確かにあれは管理が悪いから駄目なのでしょうけれど、武家地を図書館にして、金沢の最も象徴的な空間に武家の建物がないのであれば、松など、かつての常緑樹を中心にしたものがどこかポイントとしてある景観づくりが必要なのではないかという気がします。これから特に松の町、武家町の特徴ということをどこかで強調していく必要があるのではないか。またご配慮いただきたいと思います。

（副会長）

一つだけ言い残しました。

（会　長）

では、答えてください。

（副会長）

一つだけ言い残しましたが、実は公園などが多いので、地元の町会などがかなり広範囲な意見聴取をし、皆さんのご意見などで案ができてくるのです。これも一つかなり時間のかかるところです。ですから、計画立案の段階からそういうご意見が出ていると、地元も多分入れてくださると思うのですが、上がってくる段階で、かなり地元の町会の方たちの意見がたたき台になっているので、それを根底から覆すのはなかなかできないのです。

（Ｊ委員）

これは質問でも何でもなく気になったことですが、公園の計画、それから今Ｅ委員がおっしゃったように、このような特殊な。例えば、先ほどの常緑樹のような、これはある意思性を持って育ってきた状況で、われわれは金沢の植栽の歴史的計画、連続性はあります。連続性から考えて金沢市の持っている公園も含めました植栽の、そういったものをつくっていくとかです。見ているといろいろな部会で活動されているので、もう一つそれが総合的にかかってくるような､お互いの部会に関連する領域があるわけですが、そういう仕組みが必要ではないかという気がするのです。例えば、こういう公園を整備するにしても、夜間の問題はどうなるか。そうすると、先ほどお話にあった夜間景観はこの公園の中の景観をつくるに当たって非常に大きな問題ですし、またこれも大きな懸案の一つになってくるので、例えば、そういうところも連携する。部会同士の間でも、何か大きな連携を取ってやっていくような仕組みが必要なのではないかという気がしたので、教えていただきたいと思います。

（事務局）

貴重なご意見いただきまして、ありがとうございました。ただ今の玉川公園につきましては、部会長からご説明いただいたとおりで、地元のご意見も聞かせていただいたのですが、ある程度こちらの部会の方に上がったときにはそれなりに形になっておりました。ただ、地域性や歴史性を配慮しまして、ゴヨウマツを入れるということを聞いております。それから、今ほどＪ委員からいただいたご意見は来年度以降、そういった意見も含めて部会間の連携などについて、また事業間の方でももう少しうまいこと連携できないのかということで今後検討してまいりたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

（会　長）

他にはよろしいでしょうか。

（H委員）

これからの審議の中で生かしていただきたいということで要望的なことになると思うのですが、中央公園についてです。小規模なステージと書いてありますが、現実、水辺あたりはほとんど水が流れたり、流れなかったり、汚かったりするので、渋谷の野外音楽ライブのように水上ステージぐらいは考えられないのかということも考えていただきたいと思います。先ほど委員からありましたが、樹木を切ったらマイナスになりますから、トータルとして現状を維持するという考え方があってもいいのではないでしょうか。切るだけではなくて、どこかで増やす。森の都金沢としての樹木はトータルとしては維持されているということも一つ方針としてご検討いただければというお願いをさせていただきたい。

もう１点は、用水みちすじの中で、確かに歩道の連続性について、さらには歩道の美観のことについては十分に考えてあるのですが、北陸、金沢は雪があるのです。せっかくの素晴らしい雪の風景を生かすためには横断歩道が一番問題なのです。雪解けの水でほとんどの人が歩けないのです。せっかく連続性のある歩道であっても、横断歩道のところの水たまりをどのように解除するのかを考えなければ、歩く人が歩けないのです。特に都会の人は長靴がありませんので、連続性の歩道については理解したのですが、横断歩道の水はけをどのように考えるのか。これは金沢の宿命なので、そんなことも十分考えていただきたいと要望します。

（事務局）

まず植栽につきましては、中央公園をご指摘だと思うのですが、県庁跡地の方は緑化計画がかなり進んできたということがありました。それから、いもり堀の整備も完了しております。そういう中で、当時はこの公園が緑を保持していかなければいけなかったということがあるのですが、周辺の緑地が整備されてきたということもあり、必ずしも都市の潤いだけにこだわるのではなくて、もう少しイベント性を持たせた、あるいは外から見やすく透過性のあるものにしてイベントもしやすい形にしてもいいのではないかというのが事業主体の考えです。もちろん樹木と樹木がくっ付いていて適正に育たないものについては間引きもしますが、それに併せて補植もする計画ですのでご理解をいただければと思います。

それから横断歩道の整備につきましては、土木的な話ですが、バリアフリーに配慮して水がたまるような所につきましては、細目のグレーチングと言いまして、側溝の上に細めの網のかかったようなものを設置し、水がたまらないようにすることは当然なので

すが、そういった場所がまだ行き届いていない場所もあろうかと思いますので、それはバリアフリーの整備工事に併せて順次整備しているところです。

（H委員）

別に議論するつもりはないのですが、冬の道を歩いたことはあるのですか。横断歩道は渡れませんよ。横断歩道の道路の所はいいのですが、渡った所の車道と歩道の境目は、簡単なグレーチングで金沢の雪は水はけはできませんよ。縦割りではなく、横割りの中でどうお互いに連携を取るのか。その辺りは一度要望したのですが。一遍ご検討ください。

（事務局）

ありがとうございました。また道路管理者ともそういったところについては連携を図ってまいりたいと思います。

（会　長）

他にはよろしいでしょうか。この中でＪ委員から出た専門部会間の連携の話ですが、それはぜひいろいろ考えてもらいたいと思います。

それからその中で、ぞれぞれの部会の委員が一人ぐらいは他の部会にも参加するような形など、いろいろやり方はあると思いますので、ぜひその辺はお願いしたいと思います。そうすれば今出た個々の意見がかなりいろいろ解決することもあり得るのかなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは続きまして、予定の時間がありますので少し急ぎながらお願いしたいと思います。斜面緑地部会の報告をお願いします。

斜面緑地保全部会

（事務局）

斜面緑地保全部会の報告をさせていただきます。平成24年度斜面緑地保全部会は下期に1回開催されております。審議案件は1件ありました。

一般県道小原土清水線歩道整備工事です。事業主体は石川県県央土木総合事務所維持管理課です。対象地は末町から土清水2丁目地内で、こちらが斜面緑地保全条例に基づく斜面緑地保全区域に指定されておりまして、整備に当たりまして斜面緑地を傷めることはないかという観点から斜面緑地保全部会で審議をしたものです。

工事概要につきましては新たに道路を拡幅して歩道を整備することです。それから、県道に取り付く市道の部分の交差点を改良し、バスが停まったときに後続車が通れるための停留スペースのバスベイを整備します。それから、ガードレールの設置があります。

こちらは現況写真です。非常に道路が狭い上に歩道もないということで、こういった状況が見受けられます。バスが停まりますと、後続車が渋滞してしまうという状況もあります。

こちらは当該計画路線です。こちらに鋭角に金沢市道が接続しておりまして、その交差点から出た車が、反対車線にはみ出さないと曲がれない状況であることから、交差点を改良していくというものです。今ほど言いましたように、大型車両を含めて交通量が多い上に幅員が狭いということで、地元の方からも歩道の設置の要望があったということで、歩道整備を進めているところです。道路自体を谷側に拡幅し、山側に歩道を整備する計画です。

こちらは標準断面図です。こちらは谷側になりますが、こういったＬ型擁壁で道路を拡幅し、その分、歩道を設置するという計画です。整備に当たりましても斜面緑地の保全に配慮しまして、幅員構成については最小限のもので計画しているところです。

こちらは市道が取り付いている場所ですが、ここから曲がるときに反対車線まで出てしまう部分があり、赤で示したところを拡幅する計画としています。その他、バスの停車スペースであるバスベイを設置する計画があります。

それから、沿道から斜面緑地のグリーンベルトがどのように影響を受けるかということをシミュレーションして確認しています。

こちらはつつじが丘から見た現況です。整備により赤い部分の樹木が伐採されるということをシミュレーションから得ております。実際にはこのような形で、これを見ると大きな影響はないことを確認しております。

こちらが現状です。整備に伴いまして、赤い線から上が伐採されればこのような状態になることをシミュレーションしております。

以上の計画を受けまして、擁壁の施工、あるいは市道取付部の形状、交差点の改良、バスベイの設置に際しまして、生態系を含めた斜面緑地への影響につきまして審議をしていただいております。それから残すべき樹木や補植に関する検討もこの部会で行っております。以上です。

（会　長）

どうもありがとうございました。Ｄ委員、何か補足はありますか。

（Ｄ委員）

時間がだいぶ押していますが､部会長として簡単に付け足しだけさせていただきます。ご存じのように金沢は非常に崖地といいますか、斜面が多くあります。犀川と浅野川が流れておりまして、その段丘面がありまして、小立野台地、あるいは笠舞、寺町などいろいろな段丘面があります。そういう意味では崖地や斜面は非常に多くあり、この部会はビューポイントの中でも眺望の一番奥のものの緑を保全していこうという話や、あの辺は非常に動植物の多様性が多いということもありまして、それを保全していこうという話もあります。何が何でも安全性という問題がありますので、安全性のキープのバランスをどう取っていくのかということだと思います。

私は部会長になってちょうど数年経ちますが、当初は、私の家の隣に大きな木があってそれが倒れてきたら大変ですとか、落ち葉がたくさん落ちてくるので何とか切ってくださいという個々の要望があったのですが、最近はいわゆる公共事業に絡む一つの緑地保全というところの取り合いの問題が出てきました。

今の土清水の話は県の事業ですが、特に子どもたちの通行が非常に危険な道路であったので、歩道をきちんと整備していこうという計画です。写真にありますよう危険な状況ですので、あの歩道をきちんと整備すると、写真の左側のところが拡幅されます。道路構造の問題からしますと 2 車線をきちんと取らなければいけません。そうすると、左がちょうど緑地保全の網になっている状況で、あそこの木をどのように切ったらいいのか、あるいは、なるべく切らないようにするのはどうだろうかというような公共との取り合いが一つあると思います。

それから街の中にも崖地があります。例えば東兼六町です。正面に見えるのが旧国立病院で、その東側で、手前に由緒正しいお寺さんがたくさんあります。その崖地が豪雨によってちょくちょくと滑るのです。そういう意味で、急傾斜危険区域の中での県の事業ということでやらなくてはいけません。ところがそこは緑地の保全がかかっているということで、景観と安全性をどのようにバランスを取っていくかということです。工事中の写真を撮ってきてもらいました。のり枠工法といって、斜面を安定させます。現場の土をそのまま吹き付けまして、その後にすぐにそこの植物、固有種といいますが、それを生やすということで、2～3 年たちますと、のり枠が全く分からなくなってくるという状況になってきます。私は最近、県の方々に感謝していいて、取り分け県土木の方々はわれわれと非常に綿密な連絡を取ってくれます。私も 3 回も 4 回も現場に足を運ぶの

ですが、本当に丁寧にやってくれているということを考えますと、金沢の斜面緑地が本当に認知されてきたというのをつくづく感じております。これも金沢市の努力によると思うのですが、こういう条例があるということを市民も含めて、ますます認知をしていただきたいというのが部会長としての希望です。

それと少しばかり課題が見えてきました。石垣や道筋、あるいは用水等々もありますが、植物が根を張って、相当大きくなってきて、石垣やブロックがはらんできています。そこの下に県道や市道がありますが、この辺のところをどうしたらいいのかという課題が１点です。

もう一つは、われわれの担当は言ってみれば、先ほど言ったように眺望の中の一番奥ですが、そうは言うもののやはり景観という問題ですから、例えば川面があって、堤防があって、その上に民地や公園の緑地があって、向こうに眺望の斜面の緑があるのです。この辺の一体のところを少し考えなければいけないというのを先ほど少し委員長もおっしゃられたかもしれませんが、一体的に面的に緑というもの、あるいは景観を考えなければいけないというのが若干見えてきたなというのが私の印象です。以上です。

（会　長）

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。質問などはよろしいですか。

（Ｊ委員）

この道筋は本当に危険なところなので、それを解決するのは非常にいいと思うのですが、もう一つは永安町の方です。あそこから見た金沢市の景観はものすごく抜群で、非常に景色のいい所で、金沢市を全体的に見ましてもここが一番スポットではないかと思っています。こういった所は安全性で整備されているのですが、そういうときに景観の見え方、そこを安全に歩けるような配慮はなされているのでしょうか。

（事務局）

現状でこの道を走っていたり、歩いていたりしますと、眺望が開けて望見できるような状況になっている所があります。ここに歩道を整備するのですが、歩道の整備によって、眺望点を増やすことは計画しておりません。

（Ｊ委員）

いや、眺望点を増やすということではなくて、安全に歩いてゆっくり見えるような歩道の整備をしていただけるとありがたいと思います。

（会　長）

他にはどうでしょうか。よろしいですか。金沢は非常に起伏の多い都市なので、斜面の緑地は非常に有効だと思います。そういう意味では非常に大事な点だと思います。

では、これで4部会の方から一応報告いただいたのですが、非常に貴重な意見もいろいろ出たと思いますので、今後、ぜひそういうのを反映できるようにしていってもらいたいと思います。今日報告があったもの等については一とおり了承ということでよろしいでしょうか。

それでは次に移っていきたいと思います。次は沿道景観形成基準及び区域の指定ということで、事務局の方からできるだけ要領よく説明をお願いしたいと思います。

沿道景観形成基準及び区域の指定について

（事務局）

お手元にお示ししておりますパンフレットが概要版ですので、これを後ほど見ていただければと思います。簡単に説明をさせていただきます。

沿道景観形成条例に基づく沿道景観形成区域の指定についてということです。根拠条例は金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例に基づきまして、このたび東インター大通りを区域指定するというものです。

区域指定までの流れですが、地元の協議会とともに現地調査をしたり、景観特性を把握したり、基準案を作成してきました。その後、金沢市沿道景観形成協議会という組織が条例に基づいて設置されており、学識経験者、道路管理者、それから地元協議会等々から成っています。協議会と協議を重ねて基準を決めてきました。その後、合意形成等ということで沿道の住民、事業者、土地所有者との意見交換会を実施し、また、道路に関する基準もございますので、県や市の道路管理者からの意見聴取も行っております。当審議会への諮問を前回いただきまして、屋外広告物審議会への諮問も済ましております。その後、基準運用に向けた説明会を、意見交換会と同様に住民、事業者、土地所有者を対象に済ませており、4月1日に告示指定を予定しているところです。

沿道景観形成区域です。こちらが東山の交差点で、乙丸陸橋を渡りまして、北陸自動車道を通過しまして、金腐川の田中橋という橋までの4kmの区間を沿道景観形成区域としております。基準につきましてはパンフレットにお示ししたとおり6種類の基準があ

ります。

前回の景観審議会で道路付属物の基準につきましてご意見がありましたので、これに修正を加えております。一つは道路付属物や道路につきましては、景観の中では地の部分であるので、基本的には主張しない方がいいというご意見がございました。それから言葉の中で演出や個性あるという表現が演出過多にならないか心配であるというご意見もございました。これを踏まえまして、道路付属物の形態意匠の欄につきましては表現を若干修正しております。Ⅰ・Ⅱ区間で「素朴なデザイン」というのをとりやめまして、「簡素なデザイン」としております。それからⅢ区間につきましては、「金沢らしい個性豊かな」という表現を外しましまして、「金沢の中心部に向かう期待感を抱かせるデザインとなるよう努める」としております。それから、Ⅳ区間につきましては、「演出に配慮した」という言葉をやめまして、「伝統的街並みへの導入部分として相応しいデザインとなるよう努める」ということで、主張しすぎない表現に修正したことをご報告させていただきます。以上が東インター大通りの区域指定に関する報告です。

（会　長）

ありがとうございました。報告事項ということですが、もし何か質問がありましたら。よろしいですか。どうもありがとございます。

それでは最後にその他ということで、「金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例」の概要について事務局の方から説明をお願いできるでしょうか。

「金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例」の概要について

（事務局）

「金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例」の概要について簡単にご説明させていただきます。条例案につきましてはこの 3 月議会に上程し、議決されたところで、4 月 1 日からの施行を予定しております。

条例制定の背景ですが、金澤町家に対する市民意識の高まりとともに、これまでの施策の効果が表れておりまして、金澤町家の減少傾向が鈍化してきております。この機会を捉えまして、この傾向をさらに着実なものにしていかなければならないといった点が一つあります。また、平成 27 年 3 月の新幹線開業を見据え、金沢の魅力をさらに磨き高めていかなければならないという中で、金澤町家の存在は非常に貴重な歴史文化資源ですので、条例制定をもってそのアピールをしていきたいということです。

条例の構成ですが、目的につきましては1条に掲げてあるとおり規定しております。

今回、条例におきまして金澤町家というものを定義しております。「金澤町家とは本市の区域内に存する伝統的な構造、形態又は意匠を有する木造の建築物（寺社、神社、教会その他これらに類するものの建築物を除く）のうち本市の歴史、伝統及び文化を伝える建築物で、建築基準法の施行の際現に存していたもの」ということで、条例上はこのようなある意味漠とした定義になりますが、具体的には資料に掲げてあります都市内におきます専用住宅や、職住、併用住宅として存在してまいりました町家、それから藩政時代の武家屋敷の流れをくむ武士系住宅です。さらには明治以降、西洋の文化が入ってきた関係でその意匠や技術が反映された近代和風住宅などが金澤町家に該当します。

基本理念として、金澤町家の保全及び活用に推進は、まず金澤町家が本市の歴史や伝統及び文化を伝える貴重な資産であることを認識して行わなければなりません。また、市、市民、所有者等、および事業者等がそれぞれの役割を認識し、それぞれ相互の理解と連携の下で協働で行わなければならないとしております。それぞれの役割については資料に掲げてあるとおりです。

また、保全活用推進基本方針を市が定めることとしておりまして、これは四つございまして、金澤町家の維持及び修復に関する事項、居住性及び利便性の向上に関する事項、金澤町家の活用の促進に関する事項、市民等の意識の醸成及び人材の育成に関する事項を定めることとしております。

第9条から第19条におきまして、市が取り組むべき具体的な施策等を掲げております。これまで取り組んでまいりました金澤町家の維持及び修復に関すること。改修、耐震性の向上に関することです。空き家となっている町家の流通促進に関することなどが定められておりますが、今回新たに条例の中では、金澤町家の保全及び活用を図ろうとされる方を支援する活動を行う団体を支援する条文を設けております。「金澤町家保全活用支援団体」と名付けまして、その団体の方が金澤町家保全活用支援計画を策定された場合、市と協定を締結していただきまして、その協定に基づきまして、市がその活動に支援をするという仕組みになっています。条例に基づきまして金澤町家保全活用審議会を設置しまして、金澤町家の保全及び活用に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、金澤町家の保全および活用に関し市長に意見を述べる組織ということにしております。条例の概要は以上です。

（会　長）

ありがとうございました。では、もし質問等がありましたらどうぞ。よろしいですか。それでは、すべき議事内容についてはひととおりできたと思いますが、全体を通じて言

い残したことや、関連することでぜひ言っておきたいことがあればお願いします。

（Ｅ委員）

最初の伝統環境保存区域の金沢商工会議所会館の新築の話のときに思ったのですが、兼六園の周辺地域はしいのき迎賓館、尾山神社、尾崎神社など古い建物があります。こういう中にあって、金沢商工会議所はある意味では経済界のシンボルというか象徴的な建物で、これ自体が 21 世紀美術館ほどではないけれども、近代建築物として歴史的に残るのか残らないかというのはどこか引っ掛かるのです。私は、これぐらいのものを造るときに、なかなか言いづらいのでしょうけれども、しかし、それは造るべきだという推奨が言えないものかなと思ったのですが、その辺はどうでしょうか。

（会　長）

ぜひそうあるといいのですけれど。

（Ｊ委員）

どういう意味ですか。もっと立派なものをということですか。

（Ｅ委員）

立派なものというか。

（Ｊ委員）

Ｅ委員の言うことも分かるのですが、要するに歴史的な永続性が保証されたものをという意味ですよね。

（Ｅ委員）

そうです。だから、建築物としてのアートというか作品として、金沢市を代表する、日本を代表するでもいいのですが、何かそのぐらいのインパクトのある建物が城周辺にあっていいのかなと感じています。バランスです。これでいいのかどうかは私には分かりませんが。

（Ｊ委員）

建築絵画ですね。昔は西洋の石造の建築を見ても、日本でもそうですが、永続性を持つ歴史に耐えたときに、100 年 200 年残る。そういうのはありました。これはスタイルというか、様式というのはそうなのですが、現代建築は少なくともそういうことを目指していないのです。デザイン原理が基本的に違うわけです。ですから、そういうところでそれを呈してくるのはなかなか難しい気はするのですが、その辺は部会長が詳しいと

思います。

（会　長）

「そうなるといい。」と言ったのは、パリなどへ行くと時代ごとのものがきちんといいものが残っていますよね。現在のものでもかなりいいものが残りそうなものが造られていますよね。そういうことを考えていくと、そういうこともきちんとできれば、よりいいなと思いますが、ただ、なかなか日本の場合は、単価根拠をどうだということで、どのプロジェクトにどれだけのものを掛けるというのはなかなか難しいのです。昔ですと、工業建築というと、例えば駅舎などは非常にピークを向かえる建築となったり、今の時代ですと空港などがそうなります。ということで、そういうものを包み込んでもいいとみんなが認めるものが割とありましたが、今の時代はなかなかそういうものが。

（Ｊ委員）

そうですね。近代建築の元はローマなのです。あれは本当にいろいろな時代の人が挑戦してこられた、そういう挑戦性が面白い。ただ、正直あれは全部西洋建築としてきちっとしたデザインの連続性が、制作の連続性があるのです。ところが、日本の場合は 1 回民衆の中に消えてしまって、そこから西洋化したので、その後の新しいものと古いものが共存するという協調性が、なかなかミックスがうまくいかないとか、そういう話は一つあります。

（Ｏ委員）

簡単に言うと、要するにお金が民間にあまりたくさんない。そうかと言って、近代建築についてですが、21 世紀美術館のような成功例もありますから、もっと設計に特徴を持たせても良かったと思いますが、みんなの意見で造るとああいうものになるというのが、大体今の経済界の現状ではないかと。

（会　長）

個人財産でやれば、いくらかけても別に文句を言う人はいないわけなので、そういうことでできないことではないのですよね。でも、なかなか公共の施設でそれを位置付けるのは難しい。

（会　長）

今度の鈴木大拙館などは随分頑張ったと思いますね。よくあれだけ、建築の実面積は非常に少ないのですが、外構にほぼ建物と同じではないかとか、もっといっているのではないかと思うぐらいきちんと予算を付けて。その分、周辺はきちんと効果的な場所になっていますよね。だから、そういうことがきちんとできれば。努力した方がいいと思

いますけれどね。よく予算付けできましたよね。

（副会長）
　あと一つだけ。

（会　長）
　はい、どうぞ。

（副会長）
　先ほど雪解けのときにグレーチングとおっしゃいましたが、せっかく国土交通省からも出ていらっしゃいますので、国道の場合でもそうなのですが、融雪があって雪が降ると溢れますよね。私もよく体験します。国交省は研究所を持っておられますので、ぜひ雪国特有のこれを解消するようなものをご研究いただいて、雪国様式とうものを開発していただけるとありがたいなという気がしております。

（会　長）
　先ほどもあれも多分側溝までもいかなくて、両サイドに相当大きなマスぐらい用意しておかないと、実際はなかなか現在のやり方だと難しいでしょうね。ただ、ためた水をどこにどう流していくかというのも含めて起きているので、思っていてもなかなか簡単にできないという場面があると思いますが、ただ、相当その気にならないとできない話ではないかと思います。

（O委員）
　先ほどから全体の調整の問題がありましたが、今、計画部会はどうなっているのですか。あれはもうないのですか。

（事務局）
　計画部会はございまして、実際に上半期のときに風致条例の方が権限委譲で県から市の方に下りてまいりましたので、そちらの風致条例について計画部会の方にお諮りいたしました。実際には活動しております。

（会　長）
　ですから、計画部会のようなところが計画調整部会のようになって、部会長さんがみんな入っておられるような仕組みを作らざるを得ないと、昔そうなっていた気がするのですが、今は変わったのですか。私の知る限りでは今の計画部会は、景観絡みのものを立ち上げる部会になっているのです。だから、調整のための仕組みの位置付けにはない

状態に変わった。

（O委員）

立ち上げるのは大体してきたので、計画部会に調整機能を持たしてはどうか。せっかくの各部会の活動が少しもったいないことになってくるので、早くした方がいいと思います。

（事務局）

承知しました。計画部会の方は各部会の部会長さんがお集まりですので、そういった全体の調整機能をそちらの方で担うことができないか、検討させていただきます。ありがとうございました。

（会　長）

何回かある合同部会の中でそういう位置付けを諮っていけばいいかなと思うのです。

（会　長）

よろしいですか。あとはよろしいでしょうか。

では、ひととおり終えたと思いますので、事務局の方にお返しします。